

事 務 連 絡
平成 21 年 10 月 9 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザへの対応のための外来開設に係る医療法
上の取扱いに関する Q&A について

8 月 28 日付け事務連絡「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」の別添 3「新型インフルエンザに係る医療提供体制の確保対策及び情報提供について」により、インフルエンザ患者の外来診療の確保対策等の検討をお願いしているところですが、医療法上の具体的な取扱いに関する Q&A について、別添のとおりとりまとめましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては、管内の医療機関等に対して周知いただきますようお願い申し上げます。なお、医政局総務課及び指導課と協議済みであることを申し添えます。

(別添)

新型インフルエンザへの対応のための外来開設に係る医療法上の取扱いに関する Q&A

問1 インフルエンザ外来患者数の増加に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合、診療時間変更の届出は必要か。

(答)

新型インフルエンザが疑われる患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出を行う必要はない。ただし、この取扱いは新型インフルエンザが疑われる患者に対応するためにやむを得ない場合の一時的なものに限られるものであり、常態化する場合には、届出が必要である。

問2 新型インフルエンザ発生時において、敷地外のビルの一室を借り上げる等により専用の診察室を設けたいと考えているが、そのような取扱いは可能か。

(答)

医療法上、構造設備上一体であるといえる場合であって、施設の管理に支障がなければ可能である。また、公道等を隔てている場合において構造設備上一体であるかの判断については、「公道等を隔てた医療機関における施設の一体性について」（平成17年7月1日医政局総務課長通知）を参考にされたい。

なお、雑居ビル等の一室を借り上げる場合には、他の利用者に感染することが無いよう十分に注意する必要がある。

問3 既に診療所を開設している建物に対し、診療時間が重複しない範囲で、別の医療機関を開設している主体が新たに診療所の開設を申請し、又は届け出ることは可能か。

(答)

新型インフルエンザが疑われる患者に対応するため、例えば、もっぱら休日の診療を行うために開設された診療所において、当該診療所の診療時間外に別の者が診療を行うこととする場合には、既に開設されている診療所の診療時間と重複することのない範囲で、且つ、管理責任を明確にすることにより新たに診療所の開設ができるものとする。

ただし、この取扱いは新型インフルエンザが疑われる患者に対応するためにやむを得ない場合の一時的なものに限られるものであり、常態化することは認められない。

問４ 新型インフルエンザ専用外来を設置するにあたり、医療法人が新たに診療所を開設した場合、定款変更は必要か。

(答)

医療法人が新たに診療所を開設しようとするときは定款又は寄附行為の変更について都道府県知事の認可を受けなければならないが、新型インフルエンザの急激な感染の拡大に緊急的に対応するための診療所を一時的に開設しようとするときには、当該診療所の開設後に定款又は寄附行為の変更を行うこともやむを得ないものとする。